

## 原子力発電所事故災害への対応について

東 北 部 会 提 出  
説明担当 いわき市

東日本大震災及び原子力発電所事故の発生から7年余が経過しましたが、今なお、多くの住民が避難生活や放射能に不安を感じる生活を余儀なくされております。

被災自治体においては、一日も早い安全・安心の回復と住民生活の安定を図るため、復旧・復興の取組を鋭意進めておりますが、除染による除去土壌の中間貯蔵施設への搬入、被災者の生活再建、住民の健康管理、風評対策など、依然として乗り越えなければならない課題も山積しております。

東日本大震災及び原子力災害は、世界で初めての事例となる災害であるという考えに立ち、迅速かつ柔軟な対策を講じることが必要であり被災者の立場と視点に立ち、あらゆる対策を継続的に講じていく必要があります。

つきましては、下記の事項について特段の御配慮を賜りますよう強く要望いたします。

### 記

#### 1 復旧・復興の加速に向けた取組と財政支援について

- (1) 原子力災害に伴う風評は、福島県内の観光業、商工業、サービス業などのあらゆる業種、事業者等に深刻な損害を及ぼしていることから、国内外への正確な情報提供や販路拡大など、風評を早期に払拭するための取組を強化・継続すること。

また、国内外における日本産農水畜産物等の信頼回復に向けた万全の検査体制の整備等風評被害対策を早急に講じること。

- (2) 原子力災害に伴う風評は、入込客数の落ち込みなど観光産業に深刻な影響を及ぼしており、誘客に係る各種施策の推進が重要であることから、観光地のハード整備経費及び観光施策の人的支援など各種施策に要する費用について財政措置を講じること。
- (3) 除染を必要とする全ての地域が東京電力福島第一原子力発電所事故以前の健全な状態へ回復するまでの間、固定資産税を免除するとともに、原子力災害に伴う市税等の減収分については、その補てん財源である震災復興

特別交付税の財源措置を継続すること。

- (4) 原子力災害からの復興へ向けては、安定した雇用の確保や企業の受け皿としての工業団地の整備など、将来を見据えた対応が急務であることから、地域経済の活性化を図り、原子力災害からの復興を強力に推進するため、企業誘致に係る助成制度及び新たな工業団地の整備に際し必要となる造成工事やアクセス道路の整備費用等に係る財政措置を講じること。
- (5) 東京電力福島第一原子力発電所事故以降、全国有数のシイタケ原木生産地であった福島県の原木生産量は、現在では事故前の1割程度に減少していることから、国と県が責任を持って、福島県内に未だ残る原木シイタケ（露地栽培）の出荷制限の早期解除に向けた取組を推進すること。
- (6) 原木シイタケ（露地栽培）の出荷制限解除後は、個別に原木を破壊せず放射性セシウム濃度の全量検査を行うため、国と県が責任を持ってシイタケ原木の放射性物質非破壊検査装置を設置し、生産者が安心して原木生産できる体制を確立すること。

また、原木シイタケ産地の再生のための生産者の立場に立った各種助成制度の拡充など、総合的な再建支援制度を継続すること。

- (7) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い捕獲圧が低下したイノシシ等の有害鳥獣が増加する中、捕獲事業による埋立処分場所が不足していることから、今後更に捕獲数が増加する有害鳥獣の処理が適切に実施できるよう、広域的な規模での処理体制を整備すること。
- (8) 東京電力福島第一原子力発電所事故以降、福島県産農産物は米の全量全袋検査や農産物モニタリング検査の継続実施に加え、福島県による国内外に向けた徹底した情報発信が行われているものの、未だ輸入規制を実施している諸外国があることから、国においては、輸入規制措置の撤廃に向け、安全性への理解が得られるよう更に取組を強化すること。
- (9) 東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による汚染への対応について、安全基準や具体的対策を示し、積極的に除染を行うとともに、除染に要する費用、空間放射線量率測定や水道水等に含まれる放射性物質の濃度測定等を行うための測定器の購入費や測定に係る人件費等、既に自治体に対応した分も含め、その全額を国において負担すること。

## 2 除染の推進・汚染廃棄物等の処理について

- (1) 被災市町村が策定した法定計画である除染実施計画を遅滞なくかつ確実に推進するため、面的な除染終了後も引き続き、除染対策事業交付金の財源を十分に確保すること。
- (2) 被災市町村が除染実施計画にもとづき実施するフォローアップ除染に対

して、必要な支援を講じること。

また、フォローアップ除染は実施まで非常に期間を要することから、協議を簡素化するなど市町村による迅速なフォローアップ除染の実施を認めること。

- (3) 道路側溝に長期間堆積している除染対象外の土砂については、空間線量率に関わらず、撤去・処理の対応方針が示されたが、8,000Bq/kg以下の廃棄物について、市町村が最終処分場や仮置場を確保するために必要となる財政的支援や、住民の十分な理解が得られるように協力すること。
- (4) 山林や農地の除染手法に関する調査研究を強化し、除染により発生する廃棄物の減容化技術も含め効率的で効果的な除染手法を早期に確立すること。
- (5) 農林業系汚染廃棄物の処理加速化事業をその処理が終了するまで継続すること。また、農林業系汚染廃棄物の適切な処理の促進と最終処分までの適切な保管を継続するため、現場の実態に応じて財政的・技術的支援を継続すること。

### 3 中間貯蔵施設の早期完成と除染土壌等の早期搬出について

- (1) 自宅等の現場や仮置場で一時保管している除染土壌を早急に搬出できるよう、国は県と連携して中間貯蔵施設の用地確保と早期整備を強力に推進するとともに、安全かつ迅速な搬出を行うため、自治体間の十分な調整を図ること。また、保管場所から生じる現場発生材についても国が責任をもって処分を行うこと。
- (2) 除去土壌等の輸送のピークを見据え、積込場への国有地の提供を含め、地域の実情に応じた財政措置を講じる等、あらゆる支援を行うこと。
- (3) 除染土壌等に関する市町村毎の平成30年度以降の搬出可能量と年次計画及び放射性物質汚染廃棄物に関する最終処分までの計画を示すこと。

### 4 原発廃炉に向けた取組について

汚染水対策をはじめとする廃炉に向けた取組については、確実な安全対策を講じたうえで、万全な作業に取り組むとともに、住民に対して迅速で分かりやすい情報提供を行い、国内外の不安の解消に努めるよう、また、東北の早期復興を着実なものとするため、東京電力福島第二原子力発電所を含め、福島県内の原子力発電所全基廃炉に向けた取組を推進するよう、東京電力ホールディングス株式会社に引き続き強く求めること。

## 5 健康管理体制の充実について

- (1) ホールボディカウンターによる内部被ばく検査、ガラスバッジ、甲状腺のエコー検査、血液検査等、健康異常が早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに、その費用の全額国庫負担を継続すること。
- (2) 福島県の県民健康調査における甲状腺がん検査では、甲状腺がん発症率に県内における地域差が認められない状況にあり、県民健康調査検討委員会甲状腺検査評価部会の甲状腺に関する中間とりまとめにおいては、原発事故による影響は考えにくいとされていることから、この評価の確証を得るため、被ばくと甲状腺がんの因果関係を検証すること。

## 6 道路交通網等のインフラ整備について

- (1) 常磐自動車道は、原発廃炉作業や中間貯蔵施設への除去土壌等の搬出の本格化に伴う交通量の増加により渋滞が見込まれ、さらなる拡充・強化を図る必要があることから、早期の全線4車線化を実現すること。  
また、常磐自動車道は、福島県浜通り地方の復興・再生のために極めて重要な路線であることから、アクセス向上や沿線自治体の復旧・復興加速化に資するため、国費により南相馬市小高区内に復興インターチェンジを設置すること。
- (2) 県道12号原町川俣線及び県道34号相馬浪江線については、交通量増加による渋滞や事故が多発していることに加え、除染作業で発生した除去土壌等を中間貯蔵施設へ輸送するルートにも予定されていることから、交通渋滞緩和や地域住民等の安全確保を図るため、早急に整備すること。
- (3) 相馬福島道路が全線開通し、常磐自動車道と接続することにより、物流や人々の交流が盛んになることが予想され、南東北地方の被災地の早期復旧・復興と、産業・経済の発展のためには、これらの高速道路と重要港湾相馬港に繋がる一般国道6号相馬バイパスを結ぶアクセス道路の整備が急務と考えられることから、一般国道115号の常磐自動車道相馬インターチェンジから県道相馬新地線までの区間の4車線化について、一日も早い開通を図るとともに、県道相馬新地線から一般国道6号相馬バイパスまでの区間の一般国道115号についても、早期に4車線化に着手すること。
- (4) 水道が未普及のため井戸水を飲料水として使用している地域において、放射性物質による水質の不安を解消するために水道施設の整備を実施する場合、その事業に要する費用は全て国が負担すること。

## 7 原子力損害賠償の確実な実施について

- (1) 事業停止や風評による損害、住民や企業が自ら行った除染費用など、個

人・法人及び自治体が被った原発事故に起因する全ての損害に対する適切で迅速な賠償を行うとともに、自治体における市税等の減収についても全額を賠償するよう、国が東京電力ホールディングス株式会社に対し強く指導すること。

- (2) 農林業の賠償については、農林業者や関係団体の意見を十分に踏まえ賠償基準等を策定するとともに、農林水産業に係る営業損害については、依然として風評被害が発生している状況を踏まえ、十分な賠償を確実に継続すること。

また、商工業等に係る営業損害の一括賠償については、東京電力福島第一原子力発電所事故との相当因果関係の確認において、個別訪問等による実態把握に努め、定性的要因を積極的に採用することなど、簡易な手法で柔軟に行なうとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応するよう東京電力ホールディングス株式会社に働きかけること。

- (3) 商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについては、被害者の個別具体的な事情をしっかりと確認し、被害の実態に見合った賠償を的確かつ迅速に行うとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故との相当因果関係の確認に当たっては、手続き等の簡素化を図り、被害者の負担を軽減するよう東京電力ホールディングス株式会社に働きかけること。
- (4) 地方公共団体に係る損害賠償請求について、迅速かつ確実に賠償が行われるよう東京電力ホールディングス株式会社に働きかけること。
- (5) 被災者が公平に賠償を受けられるよう、原子力損害賠償紛争解決センターが行っている和解仲介等のこれまでの事例を、原子力損害賠償紛争審査会が定める指針において賠償の基準として明確に盛り込むこと。
- (6) 各被災自治体による損害賠償請求については、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針に基づき完全賠償とし、迅速に対応するよう国が東京電力ホールディングス株式会社に対し強く指導すること。

## 8 被災者支援について

- (1) 住民が安心して生活できる環境が整備されるまでの間、高速道路無料措置を継続すること。

また、避難指示区域等に指定されている地域と指定されていない地域が混在している市においては、全ての避難者が無料化措置を受けられるよう、対象範囲を拡大すること。

- (2) 避難指示等の対象地域における国民健康保険税、介護保険料の減免及び一部負担金等の免除を継続するとともに、避難指示等の対象地域の区分けによらない同一市域内全域の減免・免除に向けたさらなる拡充を行うこと。

- (3) 避難者の帰還と地域の復興・再生に向け、地域の安全・安心を確保するため行う放射能対策や生活環境の改善、産業の振興、雇用の創出などの取組に対し十分な支援を行うこと。さらに、地域住民が行う復興・再生へ向けた自主事業に対する財政支援を行うこと。
- (4) 自主避難者の帰還に伴う生活の再建及び心のケアに必要な支援を行うこと。